

付き添い食について

2026.8.1 更新

1. 基本的な運用

原則としては実施しない。

しかし、患者によるやむを得ない事情により、付き添い食が必要となった場合のみ、患者に提供している一般常食を提供する。

2. 具体的な運用方法

- ① 付き添い食が開始・終了するときには、看護師が食事オードのフリーコメントに付き添い食の入力をし、看護師より栄養管理室と病棟クランクへ連絡が入る。
* 食事オードに付き添い食の入力があるが連絡のない場合は、栄養管理室（委託業者）より確認の電話をする。
- ② 受託業者は、食札を作成し、配膳車で入院食と共に提供する。
- ③ 受託業者は、様式 5「付き添い食確認表」にて付き添い食を提供した記録を残す。
- ④ 受託業者は、月々の給食受託料請求時に、追加食として当院に請求する。
- ⑤ 医事課で納付書を作成し、食事料（¥ 730/食 2026.6.1 現在）を喫食者に実費請求する。